

豊中市放課後こどもクラブ看護師派遣業務仕様書

1. 業務内容

- (1) 豊中市放課後こどもクラブを中心に、児童の放課後の過ごし場所における医療面での安全確保のための看護師派遣業務及びそれに付帯する下記の業務
 - ① 放課後こどもクラブ事業等で負傷を負った場合など、応急処置を必要とする児童への手当、病院への随行業務。
 - ② 放課後こどもクラブで医療的ケアを必要とする児童の保育及び医療的サポート
 - ③ 感染症予防のための環境整備
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た学校・クラブ室の消毒作業
 - ⑤ 放課後こどもクラブ指導員からの相談対応・助言
 - ⑥ その他、市職員が指示する業務
- (2) 放課後こどもクラブにおける1クラス当たりの児童数：30人から70人

2. 業務期間

令和3年(2021年)7月1日から令和4年(2022年)3月31日まで

3. 就業場所

別表1のとおり

(ただし、児童数の変動等の理由により、他校に変更となる場合がある。)

4. 派遣職員

- (1) 派遣業務を適切に遂行する上で必要な知識や技術として、次の①から③の要件を満たすこと。また、派遣人員は、保健師免許、看護師免許のいずれかを有すること。
 - ① 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことができる者であること。
 - ② 公務の一端を担う立場として、基本的なマナー、個人情報保護、接遇等の知識・能力を習得し、良好な対人関係を築ける者であること。
 - ③ 職務上知り得た個人情報や業務上の情報等を他人に漏らさないこと及び不当な目的に使用しないことを遵守できる者であること。派遣期間終了後も同様とする。
- (2) 派遣期間中は、同一の就業場所に同一の労働者を派遣することとする。ただし、児童数の変動その他の事情により、配置場所の異動や派遣停止の要請があり得る。
- (3) 当該派遣職員の三親等内の親族が、児童又は職員として在籍又は勤務している学校への配属や、居住地の属する小学校区のクラブへの配属など、勤務上の支障が想定される派遣を行わないこと。

5. 就業日

月曜日から金曜日の週5日(祝日・年末年始・3月31日は除く)

6. 就業時間

学校の三季休業期間は、10時～19時の8時間(休憩60分)、同期間の前後(終業式・始業式等の給食が実施されない日)は、13～19時の6時間(休憩なし)、前記以外は13時～19時までのうち4時間30分(休憩なし)で、派遣先責任者が指定するシフト勤務制とする。

ただし、災害、感染症等への対応のため学校が臨時休業となる場合の就業時間については、派遣元と豊中市教育委員会が協議して定めるものとする。(配置校が休業となる場合、休業期間中は他校へ配置することを原則とする。)

7. 時間外労働

終業時間に児童への対応が完了していない場合など、就業時間外の労働を15分単位で命じることがある。

8. 派遣先責任者

教育委員会事務局学び育ち支援課長(以下「学び育ち支援課長」という。)

9. 指揮命令者

学び育ち支援課長、就業場所の学び育ち支援課職員(放課後こどもクラブ代表指導員)

10. 派遣人数

6人

11. 届出事項

派遣元は、派遣開始届、派遣労働者名簿及び派遣計画書を届け出ること。

12. 契約種別

単価契約

13. 契約金額

契約金額は、指導員1時間当たりの金額とする。

1日の就業時間が7時間45分を超えた場合及び1週間の執行時間が38時間45分を超えた場合の1時間当たりの金額は契約金額の25%増とする。

なお、派遣労働者の報酬は、豊中市会計年度任用職員(放課後こどもクラブ看護師)の時間単価(1,508円)以上とする。

14. 計算方法

①支払金額は、1人当たりの月の合計就業時間に13.の契約金額を乗じて得た額に消費税を加算するものとする。ただし、合計執行時間に1時間未満の就業時間がある場合には当該1時間未満の就業時間について15分単位で1時間あたりの金額を割って得た額を支払うものとする。

②派遣先の要請により、派遣従業員が休業した場合は、休業補償額として休業要請時間数に対して、契約金額に0.6を乗じて得た額を支払うものとする。

15. その他

① 派遣元は、派遣職員の契約期間中、派遣元の責任において必要な社会保険に加入させること。

② 派遣元は、派遣職員の契約期間中、社会保険・雇用保険・通勤及び出張に要する経費、有給休暇、福利厚生等の経費を負担すること。

③ 派遣業務遂行上(通勤途中含む)発生した事故等については、派遣先の責に帰すべき事由により生じたものを除き派遣元が責任を負うものとする。

④ 派遣元は、派遣職員の派遣就業にあたり、あらかじめ当該派遣職員の氏名及び業務経験年数等の資格等を書面により派遣先責任者に通知し、また契約後1か月以内に派遣労働者名簿を提出すること。また、派遣職員を変更する場合においても事前に書面で通知すること。

- ⑤ 特定個人情報を含む個人情報及び機密事項（以下、個人情報等という）の保持については、その重要性を十分に理解し、派遣元は派遣職員全員に対して、個人情報等の保持について研修を実施し、十分な説明を行ったうえで派遣すること。
- ⑥ 派遣元は、児童の保育という業務内容に鑑み、派遣職員自身が体調管理に十分留意しながら業務に従事するよう十分な説明を行ったうえで派遣すること。特に、感染症の感染予防に細心の注意を払い業務に従事することについて、研修の実施その他常に十分な説明を行うこと。また、派遣元は派遣職員の健康診断を実施し、その経費を負担すること。
- ⑦ 派遣職員は、守秘義務を厳守すること。
- ⑧ 派遣職員は、派遣先の市職員の指示を逸脱しないように、細心の注意を払って業務にあたるよう徹底すること。
- ⑨ 派遣職員は、疑問が生じた時は独自で判断せず、必ず市職員の指示を受けること。
- ⑩ 派遣職員は、身だしなみ、言葉遣いに留意し、市民に不快感を与えないように努めること。
- ⑪ 派遣職員は、派遣先が貸与する名札を着用し、身分の明確化を図ること。
- ⑫ 派遣職員は、発生したトラブルや課題等に関して、速やかに指揮命令者に報告し、指示を受けること。
- ⑬ 派遣職員は、派遣先が業務運営に係る会議・研修等を開催する際は、指揮命令者の指示に基づき、会議・研修等へ出席すること。（2ヵ月に1回程度）
- ⑭ 派遣職員の自動車駐車場は確保しない。ただし、自転車等の駐輪場は利用することができる。
- ⑮ 派遣職員は、病気等やむをえない事情による欠勤、遅刻、早退をする場合は、速やかに指揮命令者に連絡するものとする。
- ⑯ 派遣労働者が病気、休暇等により就業できないとき、派遣元は代替者の派遣を行うこと。
- ⑰ 派遣先は、派遣職員の能力または業務遂行状況等について、指揮命令者が不相当と認めるときは、派遣元と協議のうえ、当該派遣職員を交代させることができるものとする。
- ⑱ 本契約においては、派遣職員に対し時間外労働および休日出勤を行わせる場合があるので、派遣元はそれが可能であるものを派遣すること。また、派遣元はそれに必要となる労働基準法第36条による協定を派遣開始前までに締結しておくこと。
- ⑲ 上記⑤及び⑥の研修の実施後は、実施報告書類を派遣先に提出すること。
- ⑳ 契約内容に疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については、派遣元と派遣先が協議の上、決定する。

(別表1)

野田小学校放課後子どもクラブ	〒561-0855	豊中市野田町 1-1	06-6334-9679
豊島西小学校放課後子どもクラブ	〒561-0843	豊中市上津島 3-4-1	06-6862-4962
高川小学校放課後子どもクラブ	〒561-0814	豊中市豊南町東 1-1-1	06-6334-4105
刀根山小学校放課後子どもクラブ	〒560-0045	豊中市刀根山 5-2-1	06-6857-4969
野畑小学校放課後子どもクラブ	〒560-0053	豊中市向丘 3-1-1	06-6846-9667
新田南小学校放課後子どもクラブ	〒560-0085	豊中市上新田 4-9-1	06-6832-9571